

欧米における AI ガバナンスの最新動向（2） カリフォルニア州の AI 規制強化 - 最先端の AI モデルの安心・安全なイノベーションに関する法案① -

ヨーロッパニュースレター

2024 年 9 月 26 日号

執筆者:

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

[服部 啓](#)

k.hattori@nishimura.com

米国のテック産業の中心地であるカリフォルニア州において、AI の規制強化に向けた動きが活発になっています。直近では、極めて大規模な AI モデルを規制する法案、生成 AI モデルの学習用データの公表を義務付ける法案、選挙活動におけるディープフェイクを規制する法案、AI の透明性を確保する法案等が相次いでカリフォルニア州議会で可決され、法案の制定に向けたプロセスが進められています。本ニュースレターにおいては、その中でも特に関心が高く、日本においても今後参照される可能性が高いと思われる、極めて大規模な AI モデルを規制する SB 1047 法案の主要な内容を解説します。なお、次回、同法案の監督の仕組みを取り上げる予定です。

1. 法案の目的

SB 1047 は「最先端の AI モデルの安心・安全なイノベーションに関する法律（Safe and Secure Innovation for Frontier Artificial Intelligence Models Act）」と呼ばれ（Section 1）、極めて大規模な AI モデルを「Covered model」として規制の対象とした上で（22602(e)）、そのような AI モデルの開発者に、カリフォルニア州民に及ぼす可能性のある安全性へのリスクを軽減するための、様々な安全対策の実施を義務付けています（22603）。

EU の AI 法においては、AI システムがもたらし得る害悪から健康、安全その他の欧州連合基本権憲章で保障された基本権（health, safety, fundamental rights as enshrined in the Charter of Fundamental Rights of the European Union）を高い水準で保護することが強調されていましたが（EU AI 法前文(1)項）、SB 1047 においては、AI が人間によって適切に制御されなければ、生物兵器、化学兵器、核兵器等の大量破壊兵器やサイバー攻撃能力を備えた兵器の製造及び拡散が可能となるなど、公共の安全及び治安に対する新たな脅威を生み出すために利用されるリスクがあるということが表明されており（Section 2）、このようなフィジカル空間及びサイバー空間の双方における制御なき軍事利用のリスクへの手当てが強調されている点が特徴的であるように思われます。

そして、SB 1047 は、内容としては、EU AI 法にいうシステミックリスクを有する基盤モデルへの規制（EU AI 法 55 条）と対比されることが多くなるかもしれません。以下、SB 1047 の概要を見ていきます。

2. SB 1047 の概要

(1) 適用範囲

SB 1047 において、AI とは、その自律性のレベルが異なる工学又は機械ベースのシステムであり、明示的

又は黙示的な目的のために、受領した入力から、物理的又は仮想環境に影響を与え得る出力を生成する方法を推論できるものをいいます（22602(b)）。これは、表現のレベルで異なる部分はあるものの、OECD の AI 原則や EU AI 法の AI システム（EU AI 法 3 条(1)）と概ね同様と評価して良いように思われます。

そして、「開発者（Developer）」とは、十分な量の演算能力及びコストを使用してモデルをトレーニングするか、又は、既存の対象モデル若しくは対象モデルの派生物を、指定された量を超える演算能力及びコストを使用してファインチューニングすることにより、対象モデルの初期トレーニングを実施する者をいいます（22602(i)）。対象モデル（Covered model）及び対象モデルの派生物（Covered model derivative）はそれぞれ以下のとおり定義されています（なお、2027 年 1 月 1 日以降は閾値が変更される可能性があります）。

類型	定義
対象モデル (Covered model) (22602(e))	①開発者が合理的に評価してトレーニング開始時のクラウドコンピューティングの平均市場価格で計算した場合に 1 億ドル超の開発費用を要する「10 の 26 乗超の整数又は浮動小数点演算（FLOP）」の演算能力を使用してトレーニングされた AI モデル、又は②ファインチューニング開始時のクラウドコンピューティングの平均市場価格で計算した場合に 1000 万ドル超の費用を要する 10 の 25 乗の 3 倍以上の演算能力を使用して対象モデルをファインチューニングして生成された AI モデル
対象モデルの派生物 (Covered model derivative) (22602(f))	①対象モデルの無修正のコピー、②対象モデルのコピーで、ファインチューニングとは関係のない事後のトレーニングによる修正が加えられたもの、③10 の 25 乗の整数又は浮動小数点演算の 3 倍を超えない演算能力を使用してファインチューニングされた対象モデルのコピーで、開発者が合理的に評価した費用が、ファインチューニング開始時のクラウドコンピューティングの平均市場価格で計算した場合に 1000 万ドルを超えるもの、④他のソフトウェアと組み合わせられた対象モデルのコピー

(2) 主要な内容

カリフォルニア州でサービスを提供する対象モデル又は対象モデルの派生物の開発者は、主に以下の措置を講じることが求められています（22603、22607(a)(e)）。

項目	概要
安全措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ保護措置の実施（22603(a)(1)） 即時の完全なシャットダウンを実施できるようにすること（22603(a)(2)。なお、シャットダウンが重要インフラにもたらし得る混乱を考慮に入れる必要がある） 所定の事項を定めた書面による個別の安全性及びセキュリティプロトコルの実装、その確保（担当の上級職員の選任を含む）、保管、年次レビュー、及び公表・州司法長官への提出（22603(a)(3)(4)(5)(6)(7)） 重大な危害を生じさせる不合理なリスクを防止するためのその他の適切な措置を実施する合理的な注意（22603(a)(8)）
対象モデル等の評価等	対象モデル等の使用開始前における評価（重大な危害を合理的に生じさせ得

	るか)、個別のテスト及びその結果に関する情報の保管、重大な危害を防止する適切な保護措置等(22603(b))
対象モデル等の使用制限	重大な危害を生じさせる不合理なリスクがある場合における使用制限(22603(c))
安全措置のレビュー	実施された手続、ポリシー、保護、能力、及び保護措置の年次レビュー(22603(d))
第三者による監査	年次で、ベストプラクティスに従って SB 1047 の要件適合性を独立して監査する第三者監査人の起用、監査人による所定の事項を含む監査報告書の作成・保管、その写しの公表・州司法長官への提出(22603(e))
ステートメントの提出	SB 1047 遵守に関するステートメントの州司法長官への提出(年次(22603(f))、初回は使用開始後 30 日以内(22603(h)))
インシデント発生時の報告	AI 安全性インシデント(重大な危害が生じるリスクが明らかに高まるインシデント)の発生認識から 72 時間以内の州司法長官への報告(22603(g))
内部通報システムの実装	SB 1047 違反に関する当局への情報提供の妨害及びこれに伴う報復の禁止(22607(a))、匿名での内部通報を可能とする社内プロセスの提供(22607(e))

また、コンピューティングクラスター(1秒あたり100ギガビット超のデータセンターのネットワークにより遷移的に接続された一連の機械であり、理論上の最大の演算能力が最低でも1秒あたり10の20乗の整数又は浮動小数点演算であり、AIのトレーニングに使用できるもの。22602(d))を運用する者は、顧客が対象モデルのトレーニングに十分なコンピューティングリソースを利用する場合、書面による所定のポリシー及び手続を実装する必要があります(22604(a))。

(3) エンフォースメント

州司法長官は、SB 1047 の違反行為に対して、民事訴訟を提起できます。民事訴訟を提起する場合、州司法長官は、民事制裁金(対象モデルをトレーニングするために使用された演算能力のコストの10パーセント(初回。2回目以降は30パーセント)を超えない額)、差止命令、金銭損害、懲罰的損害賠償、弁護士費用及び裁判費用、並びに裁判所が適切とみなすその他の救済措置を求めることができます(22606(a))。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com